



津島市

デジタル・トランスフォーメーション

(DX) 推進計画

津島市

令和4年3月

「デジタル化で、しあわせ実感都市、つしま」 をめざす

津島市では、昨年、市の将来を担う総合計画を策定し、将来の都市像を「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」として掲げました。

また、昨年4月から情報主管課の体制強化を行い、民間からデジタル専門人材の派遣を受け、デジタル施策を進めてまいりました。

国においては、昨年9月にデジタル庁が設置され、社会全体のデジタル化を推進する体制が作られました。

行政のデジタル化は国・地方自治体を問わず喫緊の課題となっております。総務大臣主催の「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告によりますと、人口減少、高齢化進行により労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制限されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要として、AI・ロボティクス等を使いこなすスマート自治体への転換が必要との提言がなされています。

また、近年では、デジタル技術やデータの利活用を通じて組織や制度を変革し、新しい価値を創造する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」という言葉が広く認識され、推進されるようになりました。

こうした動きを受け、国が進めようとしている地方公共団体の情報システムの標準化やぴったりサービスを使ったオンライン申請への対応、市として行っていく個別施策、今後の行政運営を見据えたデジタル人材育成などICTガバナンスの視点を主な柱とする「津島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。

今後は、この計画に沿って本市のデジタル化をさらに進めていき、「デジタル化で、しあわせ実感都市、つしま」をめざしてまいります。



2022年3月

津島市長 日比 一 昭

目次

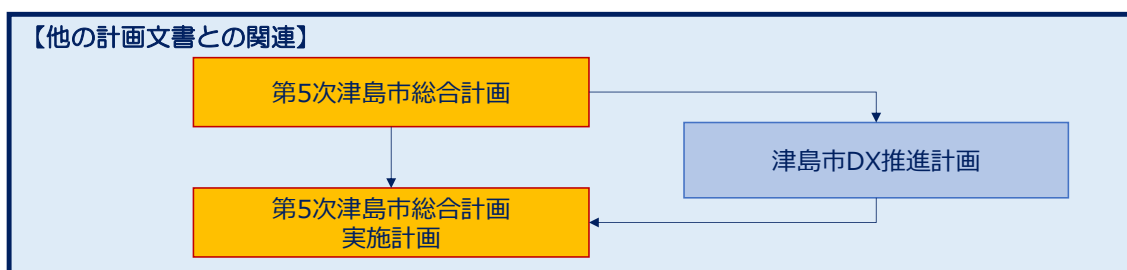
第1編 津島市 DX 推進計画の位置付け.....	1
第1章 計画の位置付け	1
第2章 計画期間.....	1
第2編 津島市 DX 推進計画の背景と目的	2
第1章 計画の背景	2
第2章 目的	2
第3編 国、県の動向	3
第1章 国の動向	3
第2章 県の動向	10
第4編 津島市の ICT の経緯と現状・課題	11
第1章 経緯と現状.....	11
第2章 課題	12
第3章 デジタル化の方向性	14
第5編 基本方針	15
第6編 個別施策	16
第1章 個別施策の全体像.....	16
第2章 ICT を活用した地域活性化	17
第3章 電子自治体の推進.....	21
第4章 ICT に対応する環境の整備	26
第7編 DX 推進体制.....	30
第8編 スケジュール.....	31

第1編 津島市DX推進計画の位置付け

第1章 計画の位置付け

津島市DX推進計画(以下「本計画」という。)は、第5次津島市総合計画に掲げる将来都市像である「～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島」の実現を、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の側面から加速させるための計画であり、その基本方針をあらわしたものです。DXとは、デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを意味します。本計画を第5次津島市総合計画実施計画にも反映させることで、本市のDXを推進します。

本計画は、官民データ活用推進基本法第9条3項に策定を努めるように規定された「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。



第2章 計画期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとします。

社会情勢の変化や国が策定する関連計画並びに本市の総合計画の進捗状況等を踏まえ、津島市総合計画実施計画と同様に、期間内で毎年度見直しを行うローリング方式とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	...	令和12年度
第5次津島市総合計画 基本構想					
第5次津島市総合計画 基本計画					
第5次津島市総合計画 実施計画			実施計画	※ローリング方式	
津島市DX推進計画				※ローリング方式	

第2編 津島市 DX 推進計画の背景と目的

第1章 計画の背景

これまでも自治体では、住民記録や税などの業務を中心に様々な情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を運用・活用してきました。昨今、ICTは急速に進展しており、事務のツールとして使用するだけでなく、デジタルとして積極的に活用することで、更なる住民サービスの向上や業務の効率化を図ることが可能となります。

(1) 外部背景

自治体のシステム稼働基盤は、ホストからオープン系、さらには、ネットワーク経由でサービスとして使用するクラウドサービスへと変遷してきました。そして現在、国はデジタル庁を創設し、自治体情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などを推進することで、自治体の情報システム費用の低減とICTによる行政サービスの品質を確保する流れとなってきています。

また、新型コロナウイルス感染症により、感染拡大防止の観点から外出行動の抑止が推奨され、密を避けながら生活や経済活動を維持するため、急激にデジタル化が推進されるようになりました。

(2) 内部背景

急激な少子高齢化による、人口減・地域社会の担い手不足により、予算や職員数などの行政の経営資源が制約されてきています。その一方で、行政サービスに対するニーズは多様化しており、それらの対応に迫られています。

行政サービスの質を維持しつつ、多様化するニーズに対応していくためには、ICTを活用して事務の効率化を図り、地域課題の解決に人的・財政的な資源を集中していくことが求められています。

第2章 目的

本計画は、システムの標準化や人工知能（AI：Artificial Intelligence）の活用、ロボットによる作業の自動化（RPA：Robotic Process Automation）システムの利用促進等、デジタルの活用により、住民サービスの向上、地域産業の活性化、行政経営の更なる効率化を図ることを目的とします。

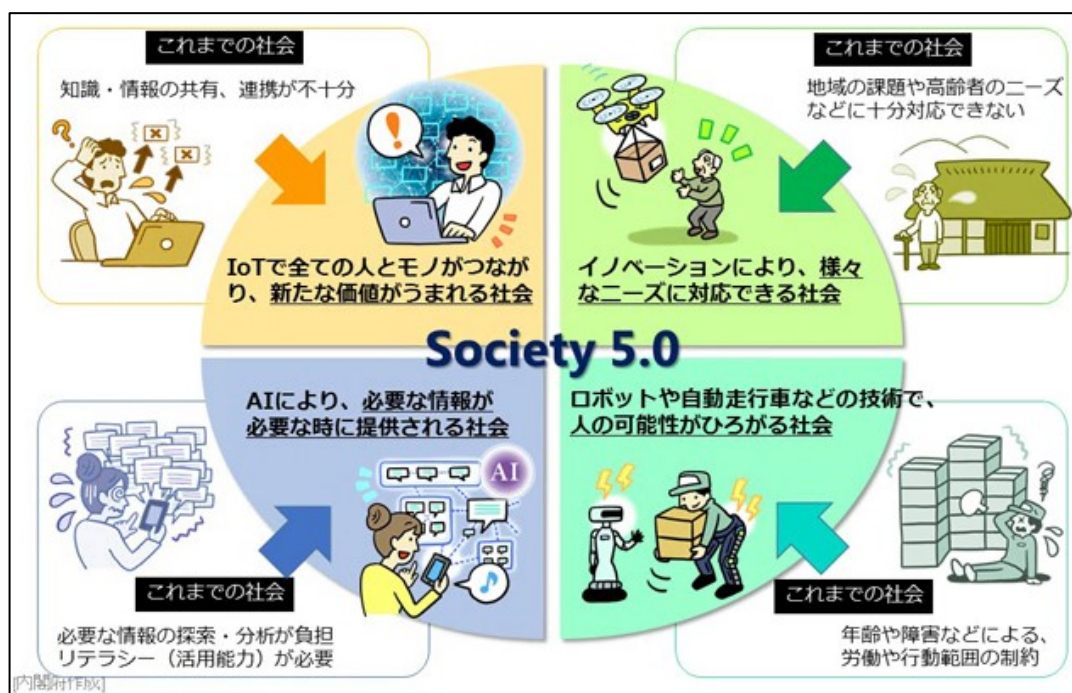
第3編 国、県の動向

第1章 国の動向

国はこれまでも、デジタル・ガバメント実行計画や官民データ活用推進計画などを策定し、地方公共団体に対してもデジタルに関わる様々な方針・施策を求めてきました。

(1) Society5.0 の提唱

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を、Society5.0 として我が国の目指すべき未来社会の姿として、第5期科学技術基本計画において提唱されました。



出典：内閣府「Society5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」」平成 28 年 1 月

(2) デジタル・ガバメント実行計画

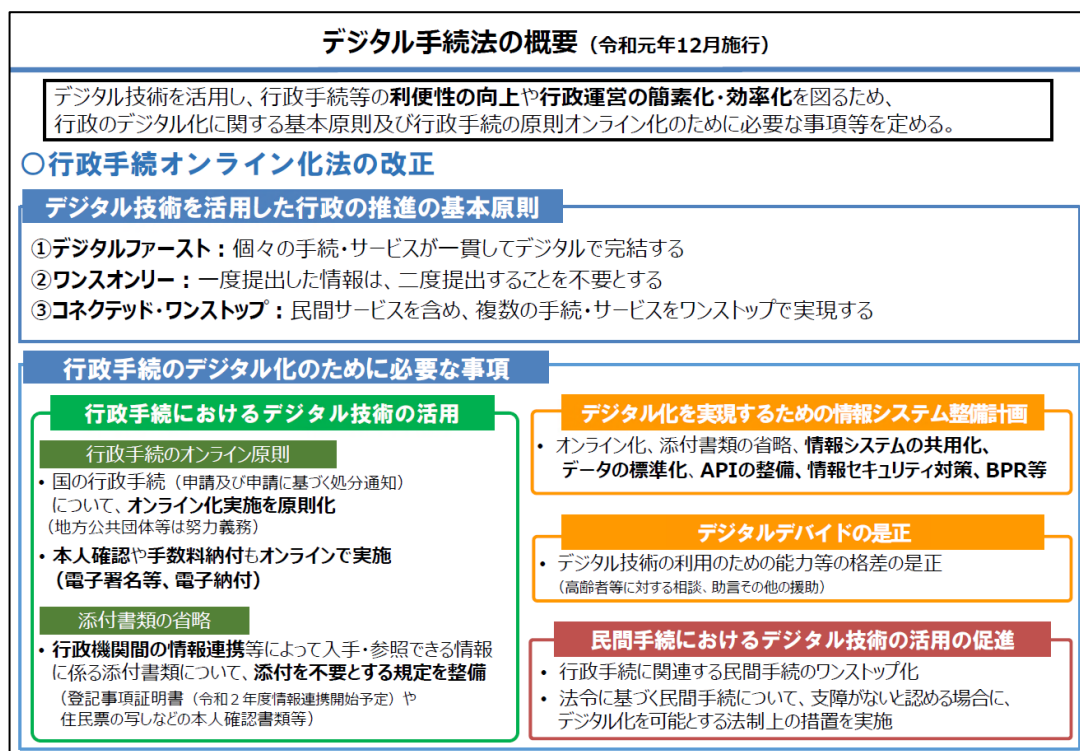
デジタル・ガバメント実行計画は、利用者から見て、一連のサービス全体を「すぐ使えて」「簡単に」「便利な」ものにすることなど、行政サービスを国民一人一人が享受できることを目的としています。国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化することを推進しています。

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～ ▶ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速 	
<p>サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単に」、「便利な」行政サービス ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 ✓ 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析 	<p>一元的なプロジェクト管理の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討） ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比） ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入
<p>国・地方デジタル化指針</p> <p>「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「（仮称）Gov-Cloud」の仕組みの整備 ✓ ワンス・オンリー実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やフッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量に） ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用 ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換 ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設 ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等） ✓ マイナポータルのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化 ✓ 個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減） ✓ 戸籍における読み仮名の法制化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化） 	<p>行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進 ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における添付書類の省略を実現 ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保障・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進 ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上
<p>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進 ✓ 情報セキュリティ対策の徹底、個人情報の保護、業務継続性の確保 ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレイストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	<p>デジタルデバйд対策・広報等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施 ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施
<p>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進 ✓ 情報セキュリティ対策の徹底、個人情報の保護、業務継続性の確保 ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレイストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	<p>地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援） ✓ マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進 ✓ 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援 ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成
<small>※本計画は、デジタル手法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。</small>	

出典：政府 CIO ポータル「【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画 概要」令和2年12月
（初版：平成30年1月）

(3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

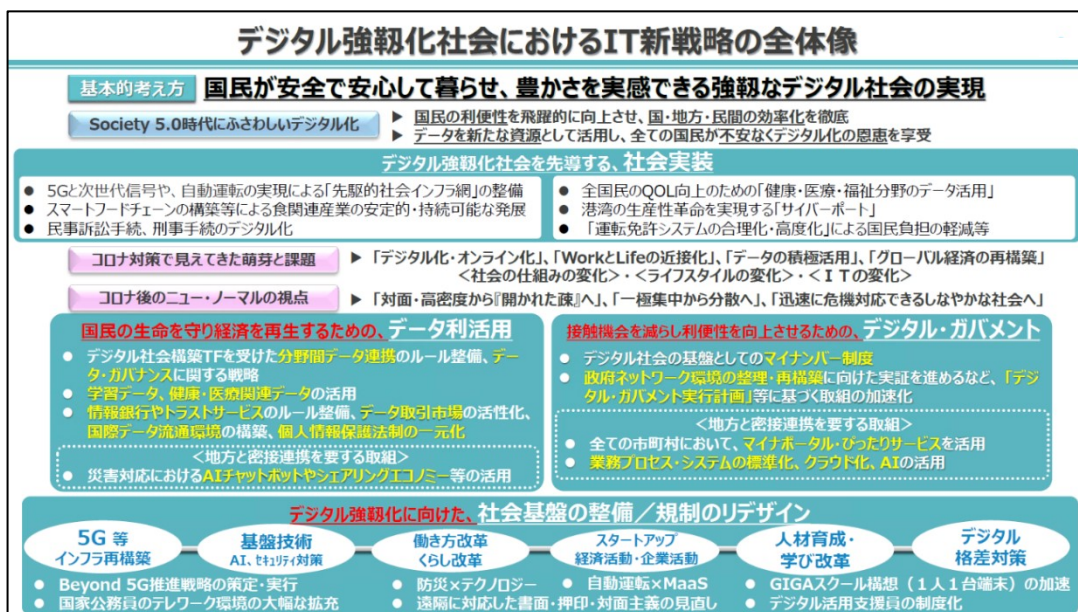
情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、デジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講じるよう示されています。



出典：内閣官房「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル手続法) 概要」令和元年5月

(4) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめています。



出典：内閣官房「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 概要」令和 2 年 7 月

(5) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

政府が示す目指すべき社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」実現のために、デジタル技術やデータを活用して、サービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、制度や組織の在り方等を変革していく、社会全体のDXが求められています。

自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに関係省庁による支援施策等を取りまとめて作成されました。

自治体DX推進計画 概要		
1. 自治体におけるDX推進の意義		
<ul style="list-style-type: none">○ 新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められている。○ 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要。○ 自治体においては、まずは、<ul style="list-style-type: none">・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。○ さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。		
2. 自治体DX推進計画策定の目的		
<ul style="list-style-type: none">○ 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。○ このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援施策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」*として策定。 *計画期間 (R3.1～R8.3)		
3. 推進体制の構築	4. 重点取組事項	5. その他の取組事項
<ul style="list-style-type: none">・ 組織体制の整備 (全庁的・横断的な推進体制)・ デジタル人材の確保・育成・ 計画的な取組み・ 都道府県による市区町村支援	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体情報システムの標準化・共通化・ マイナンバーカードの普及促進・ 行政手続のオンライン化・ AI・RPAの利用推進・ テレワークの推進・ セキュリティ対策の徹底	<p><自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項></p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域社会のデジタル化・ デジタルデバйд対策 <p><その他(※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項)></p> <ul style="list-style-type: none">・ BPRの取組みの徹底(書面・押印・対面の見直し)・ オープンデータの推進・ 官民データ活用推進計画策定の推進

出典：総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の概要」令和2年12月

(6) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

本法律にて、地方公共団体の基幹業務システムについては、令和7年度末までに国が示す基準に適合した標準準拠システムに移行することが義務付けられました。自治体ごとの情報システムのカスタマイズをなくし、標準化・共通化を進めることで、人的・財政的な負担の軽減を図るために必要な事項を定めています。

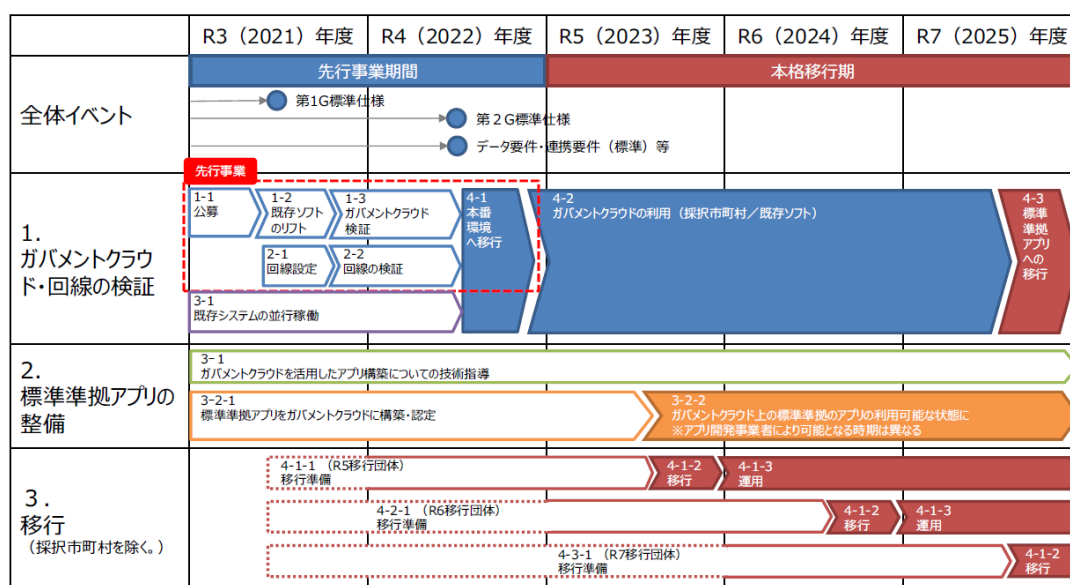
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要	
趣旨 国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。	
概要	
① 情報システムの標準化の対象範囲 <ul style="list-style-type: none">各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定 <small>※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援</small>	④ 基準に適合した情報システムの利用 <ul style="list-style-type: none">地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能
② 国による基本方針の作成 <ul style="list-style-type: none">政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成	⑤ その他の措置 <ul style="list-style-type: none">地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施
③ 情報システムの基準の策定 <ul style="list-style-type: none">所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施	⑥ 施行期日 <ul style="list-style-type: none">令和3年9月1日

出典：総務省「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要」令和3年9月

(7) ガバメントクラウド先行事業

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律にて、原則ガバメントクラウドを活用することとされています。ガバメントクラウドとは、国が整備する複数のクラウドサービスを組み合わせた共通利用環境で、コスト削減や運用負担の軽減、高度セキュリティ対策の導入が可能です。

国は令和 3 年度より安定稼働・移行方法の検証、投資対効果の確認のため、先行事業を開始し、令和 7 年度末までに全自治体での移行を目指しています。



出典：政府 CIO ポータル「ガバメントクラウド先行事業（市町村の基幹業務システム）の公募及びガバメントクラウド先行事業（地方自治体のセキュリティシステム）の公募について」令和 3 年 6 月

第2章 県の動向

令和2年12月、今後5年間の県におけるICTの利活用やDX推進の展開を示す新たな計画として「**あいち DX 推進プラン 2025**」が策定され、県行政のみならず市町村のデジタル化を含め、県全体の情報化・DXの推進に取り組んでいます。

あいち DX 推進プラン 2025 (概要)

I 名称 あいち DX 推進プラン 2025～デジタルで生まれ変わる愛知～	II 計画期間 5年間（2021～2025年度）												
III あいち ICT 戦略プラン 2020 策定後の変化と新たな取組の必要性													
<p style="text-align: center; background-color: #e0f2f1; padding: 2px;">県政を取り巻く ICT 環境の変化</p> <p><社会情勢> Society5.0、デジタル化、デジタル・ディスラプション、産業DX（デジタル・トランスフォーメーション）、少子高齢化、働き方改革等</p> <p><国の動き> デジタル・ガバメント、官民データ活用、行政手続オンライン化、デジタル庁、自治体DX推進計画（仮称）</p>	<p style="text-align: center; background-color: #e0f2f1; padding: 2px;">ICT 施策見直しの必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会全体のデジタル化は、今後ますます加速するものと考えられるため、行政の効率化（デジタル化）を推進するとともに、社会全体のデジタル化に向けた公共データの積極的なオープン化を進めていく必要 ◆新型コロナウイルスの感染防止対策として急速に広がったテレワークやオンライン会議の活用、さらには教育におけるICTの活用の動きに的確に対応していくため、県全体の情報基盤の強化に取り組む必要 ◆先を見通すことが非常に難しい時代となる中、あらゆる分野においてDXを進展していくことが求められており、DXへの対応に必要となるICTなどの知識・技術を有するデジタル人材の育成・確保に取り組む必要 												
IV プランの趣旨等													
<p>策定趣旨 ・県におけるICT利活用・DX推進の今後の展開の指針を示す。</p> <p>位置付け ・「あいちビジョン2030」（2020年度策定）や「あいち行革プラン2020」（2019年度策定）の取組をICTの利活用により加速させ、DXを推進する。</p>													
V プランの視点・柱	VI 視点・柱と主要取組事項の相関												
<div style="display: flex; justify-content: space-around; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border-radius: 5px;">①県行政の効率化・DXの推進 (県民の利便性向上)</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border-radius: 5px;">②データの活用</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; gap: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border-radius: 5px;">③県域 ICT 活用支援</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border-radius: 5px;">④デジタル人材育成</div> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">①</td> <td>1 先進的な ICT 技術を取り入れた業務変革</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 ICT 環境のモバイル化</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 行政手続のデジタル化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>4 官・民における積極的データ活用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>5 県全体の情報化の推進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>6 デジタル人材の育成</td> </tr> </table>	①	1 先進的な ICT 技術を取り入れた業務変革		2 ICT 環境のモバイル化		3 行政手続のデジタル化	②	4 官・民における積極的データ活用	③	5 県全体の情報化の推進	④	6 デジタル人材の育成
①	1 先進的な ICT 技術を取り入れた業務変革												
	2 ICT 環境のモバイル化												
	3 行政手続のデジタル化												
②	4 官・民における積極的データ活用												
③	5 県全体の情報化の推進												
④	6 デジタル人材の育成												

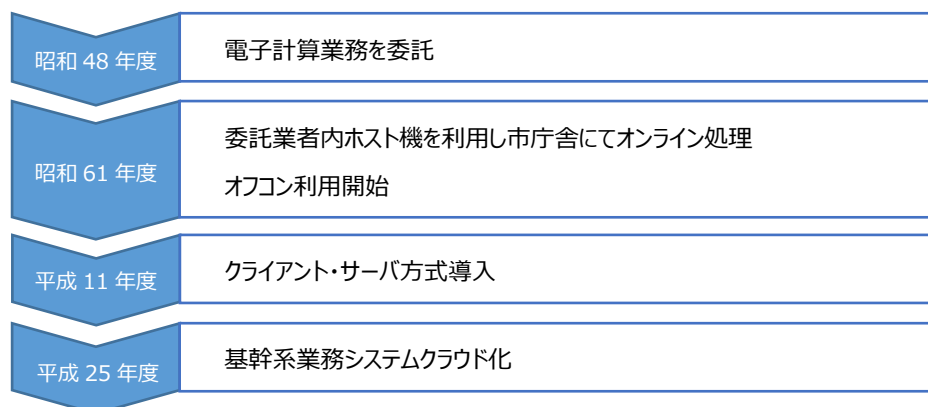
出典：愛知県「あいち DX 推進プラン 2025（概要版）」令和2年12月

第4編 津島市のICTの経緯と現状・課題

第1章 経緯と現状

本市ではこれまでも、情報施策面から津島市総合計画の実現を推進するとともに、業務効率化のためにICTの導入を行ってきました。

(1) コンピュータ利用の変遷



(2) 運用システム・ネットワーク

類型	概要
住民サービス系システム	住民記録、市民税、国民健康保険、介護、子育て 等
内部事務系システム	財務会計、人事給与、グループウェア 等
ネットワーク	個人番号利用事務系、行政ネットワーク(LGWAN Local Government Wide Area Network)系、インターネット系

(3) システム運用管理

全庁システム：総務デジタル課
個別システム（各課で使用するシステム）：システム利用課

(4) 近年のデジタル技術活用取組状況

- ・ 押印見直し
- ・ テレワーク環境の導入
- ・ AI（OCR・チャットボット）の導入
- ・ RPAの導入
- ・ 地域BWA(Broadband Wireless Access：広帯域移動無線アクセス)の導入

第2章 課題

基幹系業務システムについてはクラウドサービスを利用していますが、内部事務システムでは、システム導入されていないもの、改善の余地がある業務やシステムが存在しており、ICTガバナンスの策定による、ICTの積極的な活用が望まれます。

(1) 非電算業務の効率化の課題

紙決裁による時間コスト高	現在決裁業務は、紙の書類に押印することで行っています。紙媒体での運用は、回覧状況の確認に手間がかかり、決裁が完了するまでに多くの時間を要する場合があります。
--------------	--

(2) 現行業務・システム環境の利便性に関する課題

パッケージ導入による利便性の低下	パッケージの導入はコスト削減のために有用ですが、特に市独自の運用・制度については、個別対応となるため利便性の低下がみられました。
ネットワーク三層分離による業務の非効率化	平成 27 年度に総務省より提示された「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、本市庁内ネットワークも、個人情報等を扱うマイナンバー利用事務系、日々の業務を行う LGWAN 系、インターネット接続系の三層に分離しました。このことによって、セキュリティが向上した一方で、職員の業務効率や利便性の低下が問題となっています。

(3) 既存システムや環境の利活用・展開に関する課題

地域 BWA の活用	地域 BWA は、2.5 GHz 帯の周波数の電波を使用し、専用の周波数帯を利用することから、平時だけではなく、災害時でも安定した通信を確保し、地域の公共サービスの向上や公共の福祉の増進を目指すことが可能となるネットワークです。本市では令和 3 年度にネットワークの整備をおこないましたが、現在の利用は限定的で、地域における ICT 活用に係るさらなる展開が期待されます。
------------	--

AI、RPA の展開	<p>膨大なデータを元に AI が自動で判断する技術を搭載したシステムについて、AI チャットボットと AI-OCR（Optical Character Reader/Recognition：光学文字認識）を導入しています。</p> <p>AIチャットボットは問合せに対し、自動で回答を行います。回答精度の向上と、利用の拡大による、利便性の向上が望まれます。</p> <p>AI-OCR システムは、定型枠の文字認識のみならず自由記述された文字のデータも可能とし、入力業務の時間削減に役立っています。紙を取り扱う多くの業務へ活用が推進されます。</p> <p>RPA は、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替することが可能です。単純な入力作業を、AI-OCR と組み合わせ、広く業務へ活用することで、業務効率化を進めることが可能です。</p>
------------	--

(4) ICT ガバナンスの課題

情報資産の把握	市が保有する情報資産を正しく把握し、評価することで、適切な管理を行うことが可能となります。管理に必要な情報の把握と一元管理が十分になされていないため、管理台帳の整備が必要です。
ICT-BCP の作成	業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に、ヒト・モノ・情報等、利用できる資源が制限された状況下で、優先的に実施すべき業務執行のための体制や対応手順等について定める計画です。現在全庁的な BCP の一部に定められている ICT に関する BCP を、ICT-BCP として個別に定め、災害時に速やかに復旧することを目的とします。
デジタル人材育成	急速に進む行政のデジタル化に対応するためには、職員の一層の資質向上が必要となります。

(5) デジタルデバインド（情報格差）に関する課題

デジタルデバインドの解消	<p>ICT を利用して恩恵を受ける方と、利用できずに恩恵を受けられない方との間に生じる、知識、機会、貧富などの格差を生じさせないことが求められます。</p> <p>年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由にかかわらず、誰一人取り残すことなく、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備に取り組むことが必要となります。</p>
--------------	---

第3章 デジタル化の方向性

国が地方公共団体に求めるデジタル化の方向性への対応と本市の課題解決のために、ICT を積極的に利用（アクセル）していきます。一方で、ICT の使い方のルール決め（ブレーキ）を定義することで、デジタル化を適切に推進します。

ICTの 利活用	解決の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 導入が推奨されるシステム 現行にはないが、すでに他市等で導入されているシステム ● 利用の拡大 現行システムに存在するが、利便性やサービス向上の観点から利用対象や機能を拡充 ● DXの推進 最新技術等を利用してDXを推進、もしくは国が地方公共団体に求めるデジタル施策
	推進 方法	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル化 課題解決のためのデジタル化を推進、関連業務に適用 ● 実証 すぐにデジタル化せず、一部を対象に実証し、その効果を検証した後にデジタル化を推進 ● 調査・研究 IT投資の観点から、まずは他市調査、事業者調査などの情報収集を行い、津島市で適用可能か検討
ICTガバナンス		<ul style="list-style-type: none"> ● 目標達成のために何をやってもいいわけではなく、全庁のルール化が必要 ICTガバナンスを制度として取り入れることでICT資産を効率的・合理的に管理、リソースをICT利活用に有効に配置することができる

第5編 基本方針

デジタルの活用により、住民サービスの更なる向上、地域産業の活性化、行政経営の更なる効率化を図ります。

(1) ICT を活用した地域活性化

- ・ 様々な施策分野において ICT を活用することによって、施策の飛躍的な充実や課題解決のスピードアップにつなげます。
- ・ 地域 BWA システムの整備を通じて、地域における ICT 活用の裾野を広げ、地域の公共サービス向上や公共の福祉の増進を目指すことが可能です。

(2) 電子自治体の推進

- ・ 行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及の促進などにより、行政サービス利用者の負担軽減や利便の向上を図ります。
- ・ 庁内業務のデジタル化、自治体情報システムの標準化・共通化、AI・RPA の活用などにより、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスの提供と業務の効率化・高度化を図ります。

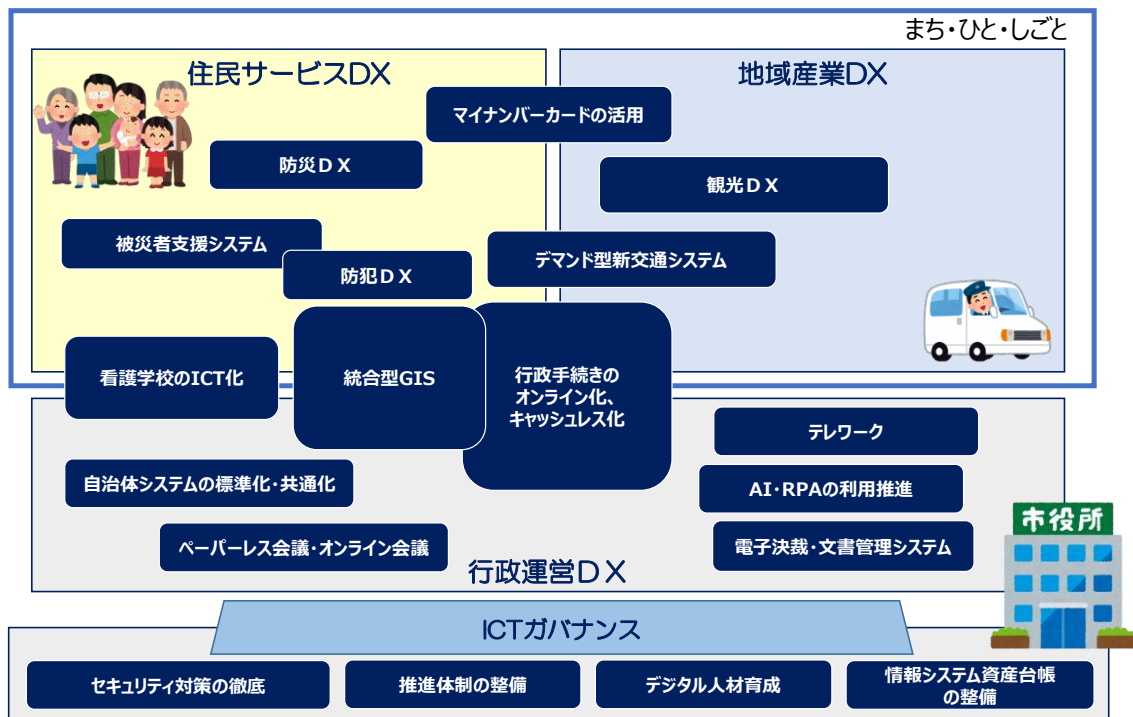
(3) ICT に対応する環境の整備

- ・ ICT を活用した施策の推進やセキュリティ体制の強化に対応できる職員の育成や担当組織の拡充により、ICT や情報セキュリティへの対応の迅速化・充実化を図ります。

第6編 個別施策

第1章 個別施策の全体像

個別施策は、国や県の指針、本市で認識されている課題と社会情勢等を勘案し、検討を行いました。ICTに関する全庁的なルールを定め、内部統制を行うための、ICTガバナンスを土台に、住民サービス・地域産業・行政運営の3つの視点から目指す姿を示します。デジタル社会の構築に向け、デジタル技術の活用について検討を行い、優先すべき業務からDXの取組みを推進し、行政サービス最適化の実現、システム導入の検討、利用の拡大等を進めます。



第2章 ICT を活用した地域活性化

(1) 観光 DX

観光 DXとは、デジタル技術を活用し、既存の観光サービスを向上させ、さらに発展させる取組みのことを示します。

地域 BWA を活用した、沿道フリーWi-Fi の整備を行い、散策マップやトイレ等の場所がわかるアプリの提供など観光分野でのデジタル化を推進するため、研究を進めます。

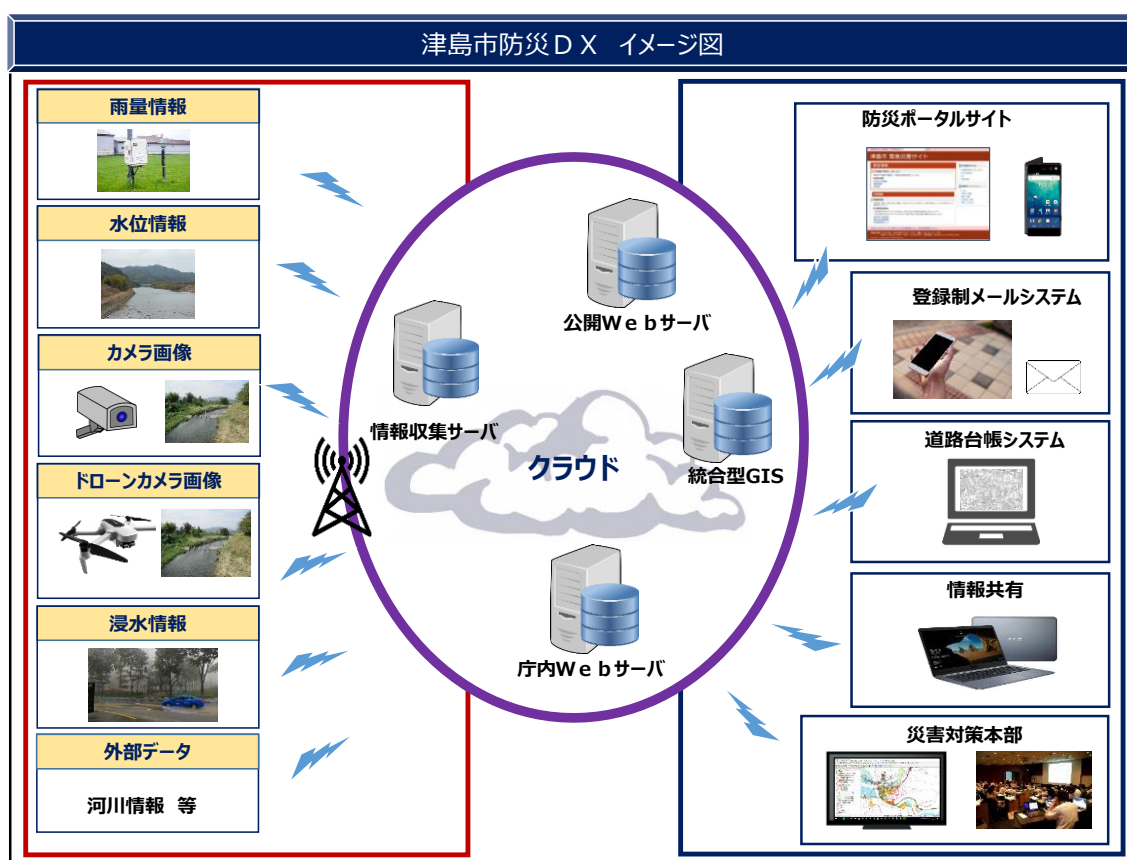
★地域BWAを利用



(2) 防災 DX

防災の分野においても、デジタル技術を活用した変革が求められています。災害時の迅速な情報収集や伝達、各種判断に、デジタル技術が役立ちます。

各関係省庁や県が公開する防災に関するデータを一元化することで、情報収集を効率的に行い、迅速な判断を可能とさせるシステムの導入を研究し、市内災害情報を素早く収集し展開を行うため、河川等の監視カメラや道路冠水センサーの設置等を行います。またドローンの活用についても研究を進めます。



(3) 被災者支援システム

被災者支援システムとは、災害発生後の被災者に関する各種の情報を収集・整理・集約するシステムで、住民基本台帳を基盤にして被災者の氏名、住所等の基本情報、被災状況や避難先住所等の連絡先、被害認定調査票の印刷等に対応します。

現状では災害時における被災者情報を紙媒体で整理していますが、住民基本台帳と連携させることにより、避難所情報など他課にまたがる複数の情報を一元管理することが可能となります。被災者支援システムについては、研究を進めます。

(4) 防犯 DX

地域防犯のため、防犯カメラ等を活用した防犯 DX について研究を進めます。

(5) マイナンバーカードの利活用

マイナンバーカードは、今後本人確認手法として標準化されることが見込まれます。国が実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策や、健康保険証としての利用等の取組を着実に進めます。また、行政サービスにおけるマイナンバーカードを活用したオンライン申請の導入、推進を行うほか、ニーズに合ったマイナンバーカードの利活用について、研究を進めます。

(6) 行政手続のオンライン化、キャッシュレス化

行政手続のオンライン化とは、様々な申請手続を市役所に来庁せずにインターネットで行うことができるように整備することを指します。また、手数料等必要な支払いを、クレジットカードや QR コード決済といったキャッシュレスサービスを使って申請と同時に行うことが望まれます。オンライン化、キャッシュレス化は、住民の利便性の向上の観点から優先して行う必要があり、いつでも、どこでも、簡単に住民サービスの利用や手続きが行えるよう利用者の利便向上に取り組みます。

各手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化、添付書類の省略の検討を行い、処理件数が多く、利便性向上や業務効率化効果が高い、子育て、介護、引っ越し等ライフイベントに伴う手続きを優先し導入を進めます。

(7) コンビニ交付

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して住民票の写し・印鑑証明等を最寄りのコンビニエンスストアで取得できるサービスであり、導入により開庁時間に来庁できない市民や遠方に住む利用者にとって利便性の向上が見込まれます。

しかしながら、昨今、マイナンバーカードを使用したオンライン申請による郵送交付といった手段も登場し、利用者の利便性と費用を勘案しながら研究を進めます。

(8) 窓口申請のタブレット入力

現在、窓口にて各種申請を行う際には、住所・氏名・生年月日等、手書きで申請書を記入していただいています。窓口申請のタブレット入力を行うことで、本人確認書類からの自動入力による申請、または職員の聞き取りによる申請を可能とし、書かない窓口を実現します。本運用の実証実験を行い、システム導入の検討を進めます。

(9) AI システム翻訳

互いに相手の言葉を話せない人同士のコミュニケーションは、円滑に行うことが難しく、個人に寄り添った行政サービス提供の壁となってしまいます。外国籍の市民の窓口案内や、園での保護者等とのコミュニケーションの向上のために、AI を使用した翻訳システムを導入していきます。

(10) デマンド型新交通システム

高齢化の進行、運転免許証の返納等により、高齢者を中心として、買い物や通院の足の確保が難しくなっています。地域公共交通として定時路線乗合運行を行うふれあいバスは、市内を巡回する幹線型の交通手段であり、運行時刻やルートが固定されており、必ずしもすべての市民のニーズに応じられるものではありません。デマンド型新交通システムとは、利用者からの送迎予約を受け、受付センターで最適な乗り合わせ・経路・乗り降り順を、AI を使って計算し、最適ルートを作成するシステムで、送迎車両を使って、目的地まで乗合で送迎することが可能となります。幹線系のふれあいバスに加え、新たな交通手段を提供することにより、きめ細かい移動ニーズに応じることが可能です。

令和 6 年度以降のバス車両の更新までに向けて、デマンド型の新交通システムについて研究を進めます。

(11) 統合型 GIS

GIS とは Geographic Information System の略で、デジタル地図の画面上に様々な情報を重ねて、それらの情報を用いて様々な分析を行うシステムのことを言います。これまで各部署で GIS システムによる都市計画、道路、固定資産などの情報管理を行い、業務効率の向上を図っていましたが、これらの情報を統合したシステムを構築することで、横断的なデータ共有による情報共有の円滑化、システムの統合化による業務の効率化や維持管理コストの削減が見込まれます。

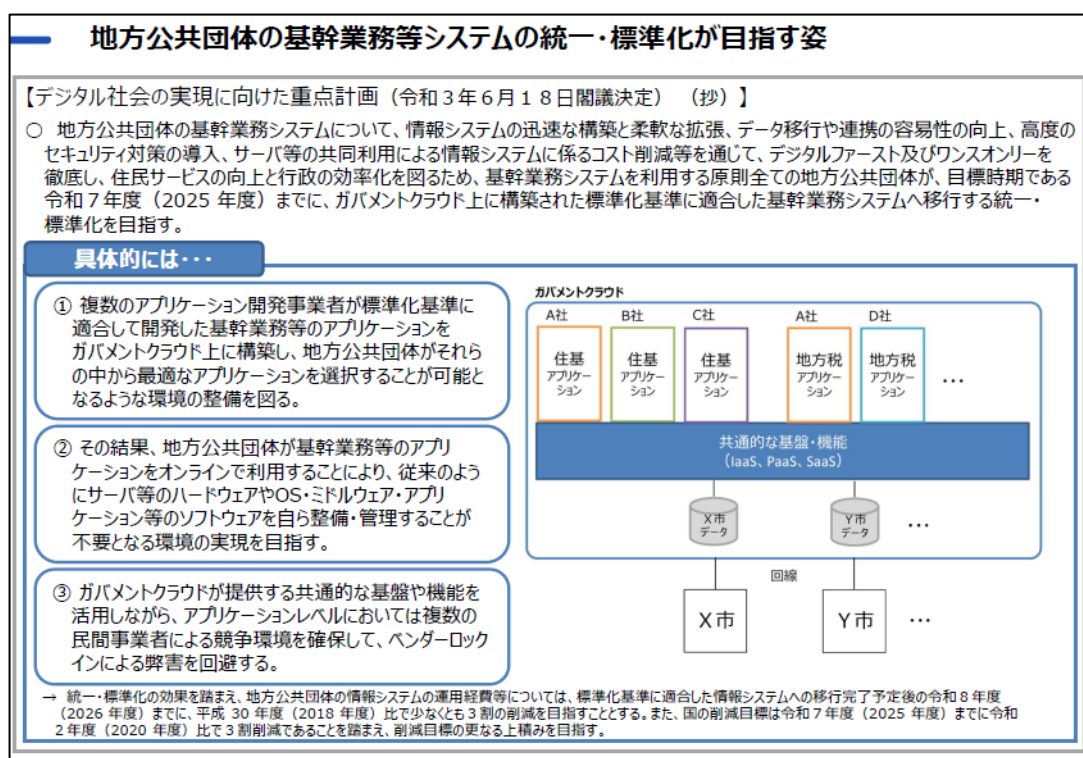
統合型 GIS については、順次個別 GIS からの移行を検討し、導入していきます。

第3章 電子自治体の推進

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

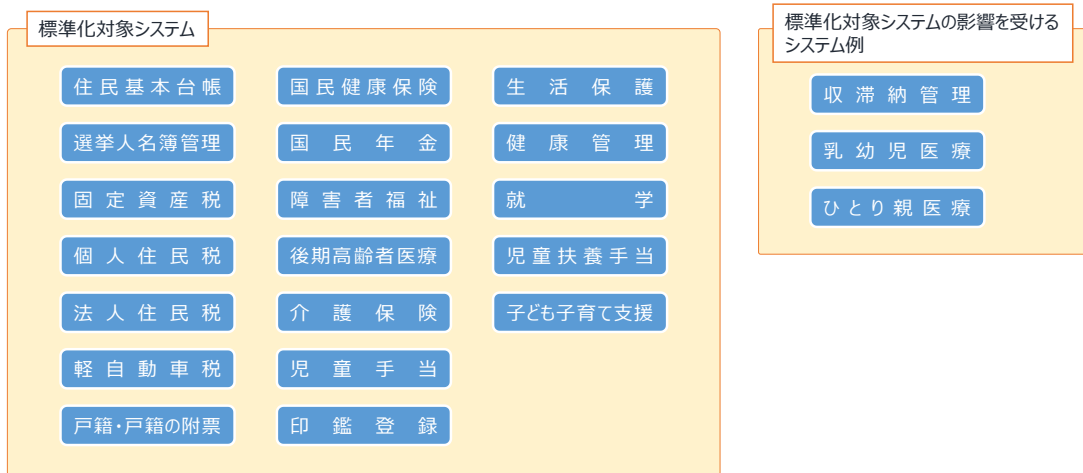
これまで自治体にて独自に調達・運用されてきた基幹業務システムとシステム運用基盤は、各自治体の状況に合った運用を可能としてきましたが、その一方で、カスタマイズによる改修コストや、データ移行・連携のコスト高が問題となっています。標準準拠システムへの移行、運用基盤の共同利用により、費用の削減、効率的なシステム運用、高度なセキュリティ対策が可能となり、また、業務フロー見直しによる事務の効率化も見込まれます。

令和7年度までに国が整備を行う運用基盤、ガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムへの移行を進めるよう、準備を進めます。



出典：デジタル庁「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について（標準仕様におけるデータ要件・連携要件の標準）」令和3年11月

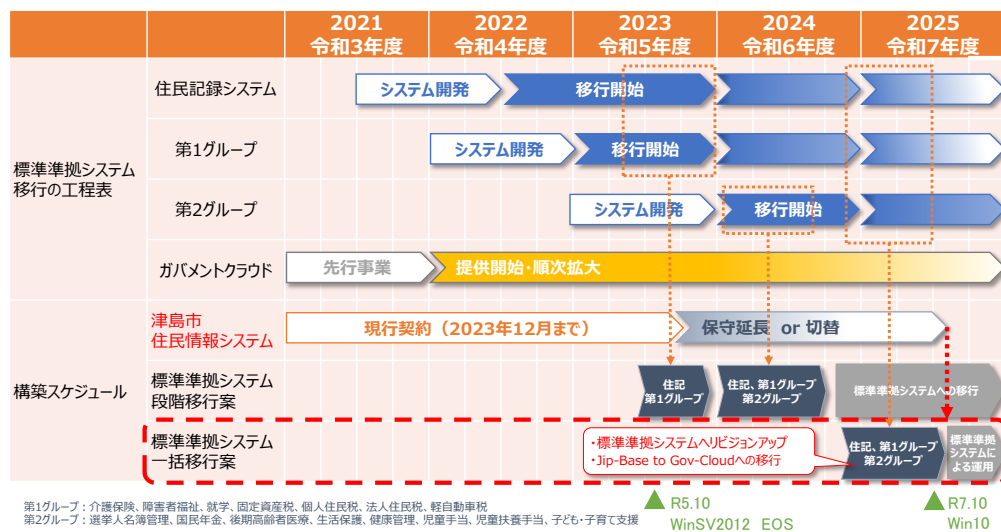
地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の対象業務の範囲



津島市基幹系システムと標準準拠システム開発スケジュールの関連性

◆段階移行方式（リフト→シフト型）と一括移行方式（リフト・シフト同時型）を選択

・準備期間や移行負荷を考えると、標準準拠システムへは、ガバメントクラウドへの移行含め一括移行案を推奨



(2) 電子決裁システム

電子決裁とは、現在、紙の申請書類に押印することで行っている決裁業務を電子的手段により行うことです。電子決裁システムの導入により、決裁の簡素化・迅速化を可能とし、さらにはペーパーレス化によって保存文書が量的に削減されます。押印廃止やペーパーレス化、文書のデジタル化や適切な管理、効果や導入・運用方法について研究を進めます。

(3) 文書管理システム

公文書等の管理に関する法律(平成 23 年 4 月施行)において、その目的に国民視点が加えられ、行政意思決定に至る経緯・過程や、事務作業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう、公文書を適正に保存管理することが求められています。文書をデジタル化することにより、押印廃止やペーパーレス化を推進し、文書のより適正な管理と業務の効率化、情報公開に係る市民の利便性の向上を図ることにより、職員の働き方改革につなげていくことが可能となります。文書管理システムについては、文書管理についての見直しを行うとともに、システム導入について研究を進めます。

(4) 外部ストレージサービス

ストレージとは、情報資産を保管しておくための補助記憶装置で、ハードディスクや DVD、CD などがあげられます。現在、市の情報資産は庁舎内設置のサーバーに保存、運用されています。昨今のデジタルデータの容量増加や、デジタル化の推進に伴い、保存容量の圧迫が問題となっています。情報資産が、不正に破壊、改ざん又は消去されていない状態（完全性）を確保し、情報にアクセスすることを認められた者だけが、必要なとき中断されることなく、情報にアクセスできる状態（可用性）を担保しつつ、保存容量を増やすためには、オンプレミスの環境では費用が高価となり、また今後の保存容量の柔軟な増量が困難です。市が保有する情報資産のうち、庁舎外での保存が可能な資産については、情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態（機密性）が担保される外部ストレージサービス（クラウドサービス）を利用することで、市のデジタル化に不可欠な情報資産の保存容量を確保します。

外部ストレージサービスの利用については、運用について検討し、導入を目指します。

(5) 公有財産システム

公有財産とは、地方自治法（昭和 22 年 4 月）238 条に規定される、市における財産で、現在表計算ソフトで管理しています。システムを導入することで、公有財産の階層管理が可能となり、調書の作成等、財産管理に関する諸事務がシステム内で完結させることが可能となるため、業務効率化と適正な公有財産管理が可能となります。

(6) オンライン会議システム

労働人口が大幅に減少していく中、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指し、限られた労働力の中で効率的な働き方が必要です。オンライン会議は、打ち合わせ場所に出向く必要がなく、庁舎内から打ち合わせ等を行うことができるため、密集となる

こともなく、旅費等の削減と移動時間の削減が可能となります。オンライン環境の整備を行い、更なる利用拡大を進めます。

また、庁内会議においても、オンライン会議の仕組みを活用し、離れた場所での会議参加を可能とし、庁内のコミュニケーションの効率化を推進します。

(7) ペーパーレス会議（タブレット議会）

現在、膨大な用紙を使用する業務や会議等が多く存在し、それに係る準備等に多大な労力がかかっています。タブレット端末を活用したペーパーレス会議システムを導入することで、用紙の削減と事務軽減による人的コストの削減が可能となります。また、印刷枚数の削減をおこなうことで、印刷機器の集約が可能となり、さらなる費用削減が見込まれます。

タブレット端末を使用したペーパーレス会議については、議会事務局とともに研究し、導入を目指します。

(8) テレワーク

テレワークとは、ICT を利用し、所属する事業所から離れた場所で働くことで、場所や時間を有効活用できる柔軟な働き方が可能です。テレワークを活用した柔軟な働き方の推進は、非常時における業務継続の観点に加え、ワークライフバランスの観点からも重要です。ICT の利活用により、柔軟な働き方であるテレワークを推進することで、新たな価値創造を目指し、利用の拡大を図ります。

(9) AI 道路診断システム

今まで道路状況の診断は、専門的に行われてきましたが、AI 道路診断システムを使用することで、スマートフォンで撮影しながら走行するだけで、AI が画像を自動で判別し、アスファルトのひび割れやくぼみといった補修箇所の検出することが可能となります。実証実験を行い、導入を目指します。

(10) AI チャットボット・AI-OCR

あいち AI・ロボティクス連携共同研究会で AI チャットボット、AI-OCR を共同利用しています。チャットボットでは行政に関する質問を、AI を使用して判断し回答を行います。24 時間 365 日、よくある質問に対する回答を自動で返すことが可能となり、市民サービスの向上を図ることができます。また、AI-OCR では、今まで手作業で行っていた入力作業を、AI を活用した読み取りを行うことで、作業時間の短縮が可能です。

これらシステムの利用を拡大することで、単純な作業等の効率化・簡素化がさらに促進され、専門性の高い作業に職員が従事することで、市民サービスの向上を図ります。

(11) RPA

職員が行っている繰り返し作業を自動化する RPA システムを導入しています。RPA を日常業務に積極的に導入することにより、業務の効率化・簡素化を図ることが可能となります。単純な入力作業、資料作成作業等にかかる時間を短縮し、AI-OCR と併用して利用の拡大を図ります。

(12) ライブ配信・録画配信

庁内の会議や研修等を配信することで、会議室の密を防ぐとともに、時間や場所の制約で参加できない職員に、映像を含めた情報共有を行います。研修を受講する機会を増やし、職員の能力向上を図ります。

(13) 看護学校の ICT 化

新型コロナウイルス感染症の影響により、遠隔授業や学内実習を余儀なくされ、加えて令和 4 年新カリキュラムでは、看護基礎教育における ICT を活用する基礎的能力の育成、多職種との連携、協働を学ぶことが強化されます。インターネットを活用した授業・実習を展開していくことを可能とするため、タブレット端末や Wi-Fi 環境といった学習環境の整備や、電子教科書や学習支援システム等の研究を進めます。

第4章 ICTに対応する環境の整備

(1) セキュリティ対策の徹底

デジタル資産を活用する際には、情報資産を適切に管理・使用することが必要です。物理的、人的セキュリティ対策を確実に実施し、徹底します。

(2) 推進体制の整備

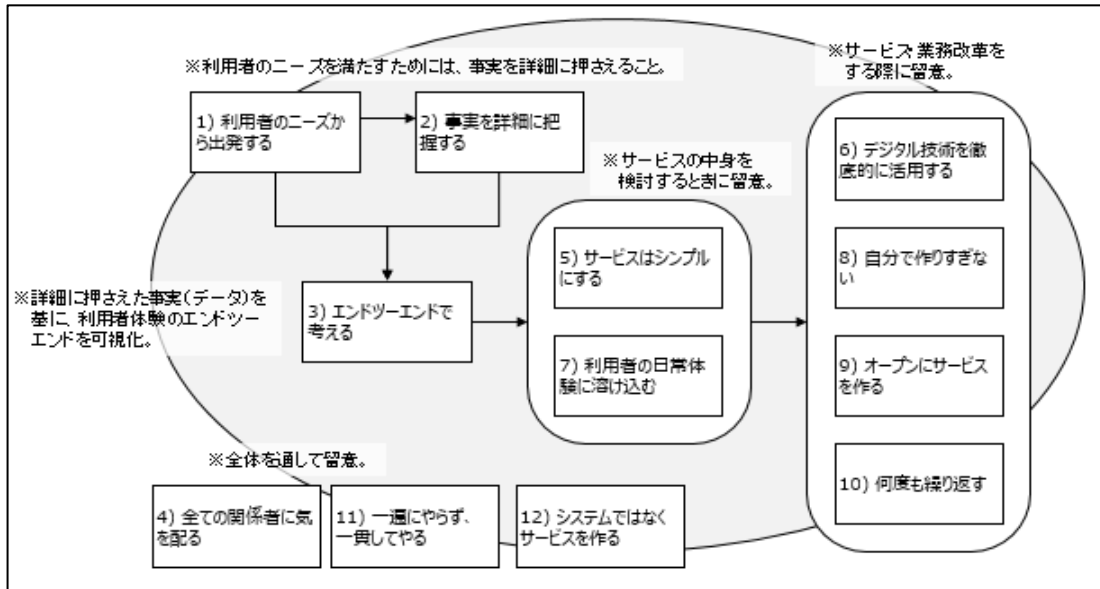
本計画を実施するためには推進体制の整備を行い、部署横断的にDXの推進を行っていく事が重要です。第7編で定義する、市長が主宰する「DX推進本部」を設置し推進体制を整備することで、計画を推進します。

(3) ICT-BCP(初動版)の作成

災害時に、ヒト・モノ・情報等、利用できる資源が制限された状況下で、優先的に実施すべき業務執行のための体制や対応手順等について定めたBCP(事業継続計画)に加え、重要システム・インフラの被害を最小限にとどめ、速やかに復旧することを目的にICT分野における発災後72時間以内の初動対応をICT-BCP(初動版)として作成します。

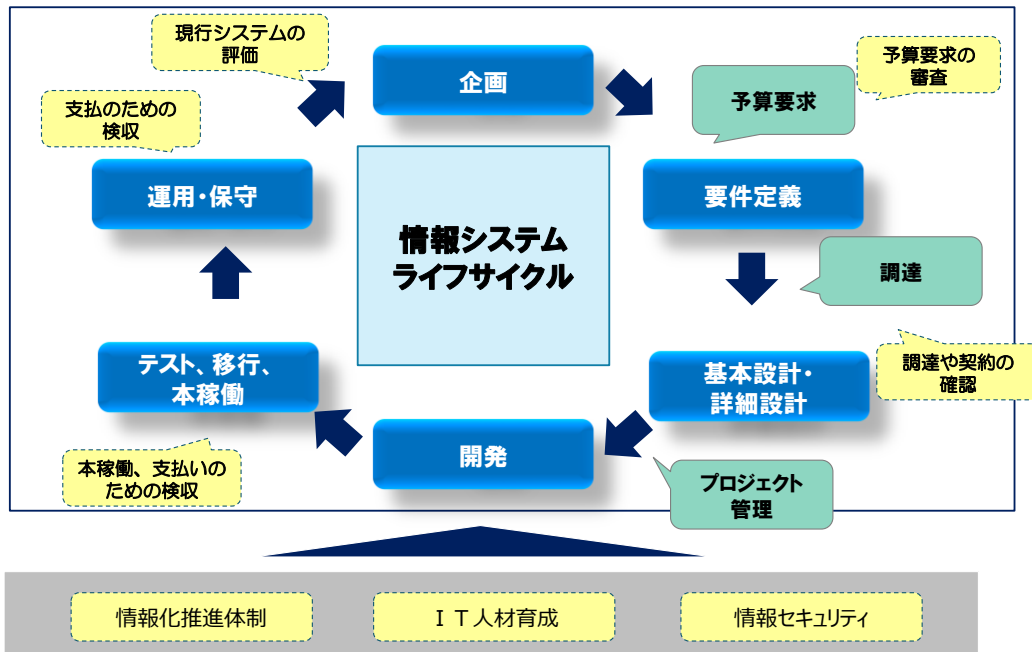
(4) デジタル人材育成の整備

DX を推進する人材の育成を進めるため、DX 推進担当部門はもちろん、一般職員も対象とした研修を受講することで、内部人材の育成を図ります。利用者のニーズからサービス・業務改革を図る、サービスデザインを基本として職員の意識改革を行います。



出典：内閣官房「サービスデザイン実践ガイドブック」平成 30 年 3 月

職員は、IT マネジメント、IT ガバナンスに関する知識が必要となります。情報システム導入・運用の一連のサイクルにおいて、全庁的なシステムやネットワークを考慮したスキルを身につけます。



○：主担当 △：支援・サブ

	工程	総務デジタル課	デジタル専門人材	担当課	ハンダー	
ITマネジメント	企画	○ 基盤、基幹系システム等 全庁に関連する事項	○	○ ※個別システム		
	要件定義			○	○	
	基本設計・詳細設計				△	○
	開発					○
	テスト				○	○
	移行				○	○
	本稼働（本番切替）				○	○
	運用・保守		○ 基盤の運用・保守		○ 業務システムの運用	○ 保守
	プロジェクト管理		○	○	○	
ITガバナンス	予算要求の審査、調達や契約の確認	○				
	現行システムの評価	○				
	情報セキュリティ	○				
	IT人材育成	○ スキーム整備、全庁	○ 担当課内			
	情報化推進体制	○				

(5) デジタルデバイド（情報格差）の解消

デジタル技術の利活用により、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるユーザーインターフェースや、申請画面の多言語化など、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスの実現を目指します。

スマホの使い方教室や講座を実施する民間企業や民間団体と連携しながら、市民のデジタル活用支援の推進を行い、デジタルデバイドの解消を図ります。

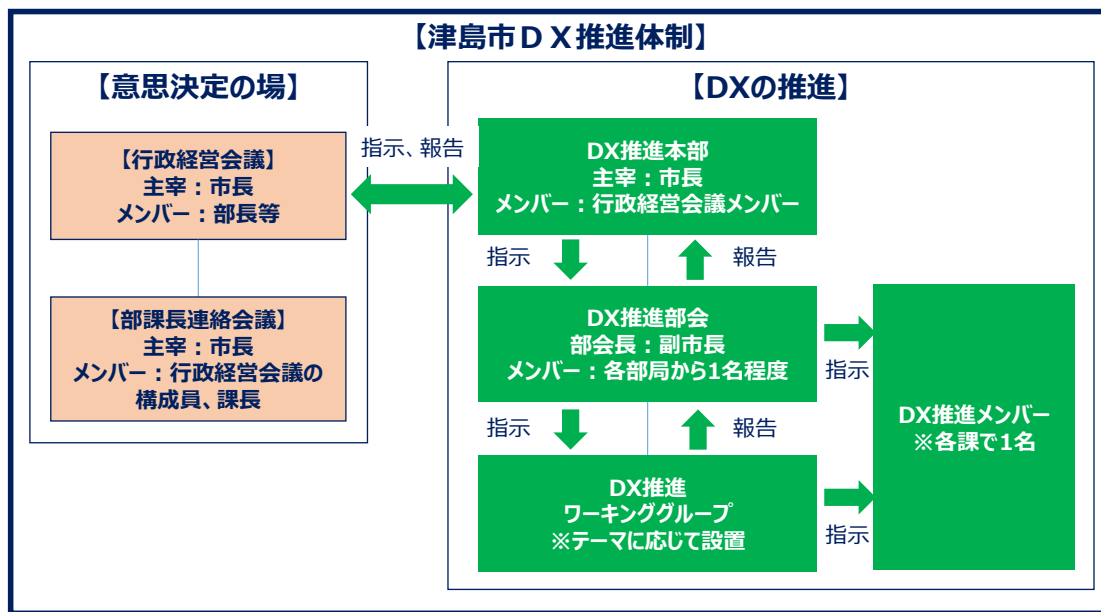
(6) 情報資産台帳の整備

運用しているシステムの一元管理のために情報資産台帳を作成します。台帳の整備を行うことで、市が保有する情報資産を正しく把握し、評価することで適切な管理を行うことが可能となります。また各資産を保守・運用する上での運用ルールを策定し、リスク軽減に努めます。

主な管理項目	情報資産名、システム概要、利用開始年月、契約終了年月、構築業者、保守業者、導入費用、保守費用、予算執行課、利用部門 等
--------	---

第7編 DX 推進体制

本計画を実施するために、DX 推進体制を策定します。DX の推進は行政経営会議、部課長連絡会議と連携し、意思決定を確認しながら行います。



DX 推進本部	全庁的に関連する事項や部門横断的に関連する事項を主な検討対象とする
DX 推進部会	具体的な施策を検討し、機動力をもって計画を推進する
DX 推進ワーキンググループ	各課で調整が必要な各個別施策について、主管する部門を中心にメンバーを選定
DX 推進メンバー	各課で1名任命し、DX 推進の各課の窓口的役割を担う

第8編 スケジュール

個別施策における実施スケジュールを策定しました。これらは社会情勢や実施状況等から毎年度見直しを行います。

取組事項		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
I C T を 活 用 し た 地 域 活 性 化	観光DX	沿道のフリーWi-Fi		導入	運用	
		音声ガイドアプリ+クーポン		研究	導入	運用
	防災DX	情報の一元化		研究	導入	運用
		河川監視(カメラ)・道路冠水監視(センサー)		研究	導入	運用
		ドローンの活用		研究	検討	
	被災者支援システム		研究	導入	運用	
	防犯DX	防犯カメラ		研究	検討	
	マイナンバーカードの利活用		研究	実証	導入	運用
	行政手続	オンライン化、キャッシュレス化		導入		運用
		コンビニ交付		研究	検討	
		窓口申請のタブレット入力(書かない窓口)		実証	検討	
		AIオンライン翻訳		導入		運用
	デマンド型新交通			研究	検討	
統合型GIS		導入		運用		
電 子 自 治 体 の 推 進	自治体システムの標準化・共通化		導入準備			導入・運用
	電子決裁システム		研究	検討		
	文書管理システム		研究	導入	運用	
	外部ストレージサービス		導入		運用	
	公有財産システム		研究	導入	運用	
	オンライン会議システム		導入		運用	
	ペーパーレス会議(タブレット議会)		研究	実証	導入	運用
	テレワーク		導入		運用	
	AIの活用	道路診断		実証	導入	運用
		チャットボット・AI-OCR			運用	
	RPA		導入		運用	
	ライブ配信・録画配信		導入		運用	
	看護学校のICT化			研究	導入	運用